

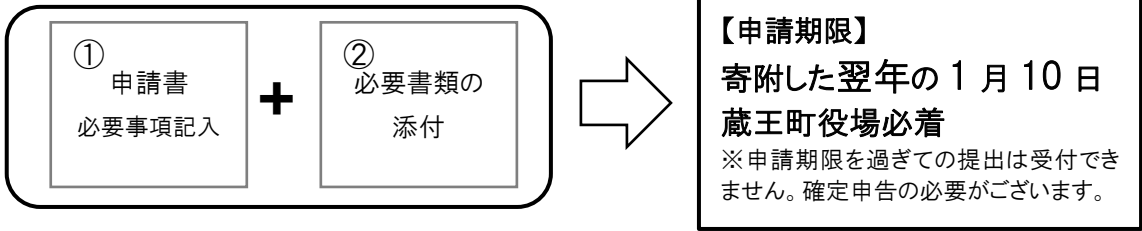
ワンストップ特例制度の申請方法について




「ワンストップ特例」の対象となるのは、下記の条件を満たす方に限られます

- ① 確定申告をする必要のない給与所得者であること
(年収 2,000 万円を超える所得者や、医療費控除等で確定申告を行う方は対象外です)
- ② その年にふるさと納税をする自治体の数が 5 以下であること
(6 回以上ふるさと納税を行っても、寄附先が 5 自治体以内であれば対象となります)

1 手続き方法・申請期限

同封の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し、必要書類と一緒に返信用封筒で蔵王町役場に郵送してください。



必要書類について	
個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方	個人番号(マイナンバー)カードを持っていない方
 <p>① 個人番号カードの【両面】をコピー</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>①通知カードのコピーまたは個人番号記載の住民票の写し(コピー可) (通知カードは、記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能)</p> <p>②顔写真付きの本人確認書類のコピー 1点 (運転免許証・パスポート・在留カードなど) ※顔写真のない本人確認書類の場合は下記書類を 2 点以上コピー (公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書など)</p> <p>！通知カードや運転免許証等に記載事項の変更がある方は、その面もコピー</p>
<p>ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号通知カードは記載された住所、氏名等が住民票の記載事項と一致する場合のみ利用可能です。 一致しない場合は申請を受理することができません。 	

2 申請書の受理通知方法

- ・申請書が蔵王町に到着後1週間以内に、寄附申込み時に登録されたメールアドレス宛に、受領通知を電子メールでお送りします。(※「受付書」の返送は行っておりませんので、ご了承ください。)
- ・「@satofull.co.jp」「@tax-furusato.jp」または「@town.zao.miyagi.jp」のドメインから送信しますが、お使いのメール設定により届かない場合がございます。その際はお問い合わせください。

3 その他注意点

- ① ワンストップ特例を申請後、住所や氏名など申請書の記載事項に変更がある場合、「変更届出書」の提出(寄附した翌年の 1 月 10 日必着)が必要となります。詳しくはお問い合わせください。
提出前に記載事項の変更があった場合、申請書該当部分に二重線のうえ余白に変更後の内容を記載してください。
- ② ワンストップ特例を申請しても適用されない場合
 - ・確定申告(住民税申告)をした → ワンストップ特例制度の申請が自動的に無効となります

裏面もご覧ください

4 申請書の記入方法

○年 寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書
--------	----------------	-------------------

○年 ○月 ○日 宮城県蔵王町長 殿	整理番号 ○○○○○○○○○○○○
住所 〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地	フリガナ ザオウ タロウ
	氏名 蔵王 太郎
	個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
電話番号 0224-33-2212	性別 男
	生年月日 ○年○月○日

印字されている記載事項に修正の必要がある場合には、該当部分に二重線のうえ、余白に正しい申請内容の記入をお願いいたします。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日 ○年○月○日	寄附金額 ○○○○○円
-----------------	----------------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数に5以下であると見込まれる者です。

（切り取らないでください。）

○年 寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
--------	----------------	----------------------

住所 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地	受付日付印
氏名 蔵王 太郎	

受付団体名	宮城県蔵王町
-------	--------

同じ自治体へ複数回寄附された場合、その都度申請書を提出する必要があります

①申請書を提出する日付を記入

②個人番号(マイナンバー)を記入

下記③・④のチェックができない方は、ワンストップ特例申請はできません。確定申告(住民税申告)の手続きをお願いします

③確定申告及び住民税申告が不要である場合に限り、チェックできます

④その年のふるさと納税による寄附先が5自治体以内になる場合にチェックできます

5 お問い合わせ先

宮城県蔵王町役場 まちづくり推進課 ふるさと納税担当
 ●受付時間／平日 8:30-17:15（土日祝、12/29-1/3 休み）
 〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10
 TEL 0224-33-2212 FAX 0224-33-3284 E-mail machidukuri@town.zao.miyagi.jp